（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十八とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　令和六年度における法第三十四条第七項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　令和六年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十三・四八七とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　令和六年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の四十七・一一五〇四とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（令和三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の廃止）

2　令和三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（令和三年政令第九十六号）は、廃止する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十七号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第三十六条の二第三項、第八十七条第六項及び第九十四条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）並びに第四十六条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「七十一万二千円」を「七十三万円」に改める。

第十条第一項ただし書中「令和三年三月」を「令和四年三月」に、「令和五年四月」を「令和六年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十六年度	○・○一四
平成二十七年度	○・○一三

る場合においては、同令別表第二中

千分の百五十七	千分の百
千分の百五十四	千分の百
千分の百五十	千分の百
千分の百四十七	千分の百
千分の百十五	千分の百
千分の八十四	千分の百
千分の五十五	千分の九
千分の二十七	千分の七
零	千分の六

とあるのは、

四十七	十三
四十六	十九
四十四	十五
四十二	
四十	
三十九	
二十三	
七	

とする。

令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十六号

令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第七項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。